

定期監査結果に基づく措置状況

令和2年3月31日(報告)

課等	監査結果	措置の内容及び状況
(旧防災推進室) 危機管理室	<p>①緊急地震速報機器及び募金用自動販売機に係る販売手数料及び、同販売機の電気料負担金については、当初予算にそれぞれ措置されているものの、調定は1月の計上となっている。契約書には「受託者が1か月毎に委託者に報告する」と記載されているものの、「負担金の支払時期」についての条項はなく、調定の時期が遅くなっている。今後は契約書に「支払に関する条項」を明記され、適正な事務処理に努められたい。 【27年度 第2次定期】</p>	<p>①本件自動販売機の販売手数料及び電気料負担金に係る契約である「緊急地震速報機器及び赤い羽根ばんく自販機設置に関する契約書」について、本事業は平成30年度で終了しています。今後、同様の契約を実施する際には、契約書に「納付に関する条項」を明記し、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。 【令和元年10月10日 橋財第1-3号】</p>
保険年金課	<p>国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料についてはすでに税務課で一体徴収されているが、後期高齢者医療保険料の督促等についても税務課で債権回収の指導強化を図るとともに一体徴収されたい。 【元年度 第1次定期】</p>	<p>後期高齢者医療保険料の督促について、令和2年3月25日送付の督促状より以下の事務フローで業務分担を行うこととしました。 【令和2年2月27日 橋財第1-7号】</p>
介護保険課	<p>①本市高野ロデイサービスセンターについては、本年度に特殊浴槽の故障があり、なおかつ、今後は空調等の大型修繕も見込まれている。一方、福祉事業及び施設充実振興基金は、本年度末には500万になる予定であるが、こうした費用は基金のみでは対処できない。また、デイサービス事業については、民間施設も充実されており、本事業の指定管理による事業継続が必要かどうか、十分検討されたい。 【29年度 第1次定期】</p>	<p>①橋本市高野ロデイサービスセンターについては、指定管理による事業継続の必要性を検討した結果、令和元年度から5年間の指定管理を継続することに決定し、平成31年3月市議会において、指定管理者の指定について議決を得ました。なお、特殊浴槽の故障や空調等の修繕については、指定管理者と市で費用の1/2ずつを負担し、指定管理者による実施により12月末に完了しています。 【令和2年1月28日 橋財第1-5号】</p>
	<p>②未収となっている介護給付費返還金((株)オーパーツ分)については、指定権限を持つ県の監査で不適正請求が発覚した事案であるが、現在事業所がなく回収が困難な状態にある。一方、地域密着型サービス事業所の指定権限は、市にあり、指定有効期間は6年となっている。当該事業所数28から、平成30年度は、権限委譲により新たに37、計65事務所と大幅に増加することが予想される。したがって、不適正請求等による損失を未然に防止するためには、実地指導が重要であることから、6年で一巡できるよう、体制を整え、各事業所に指導されたい。 【29年度 第1次定期】</p>	<p>②現在、市に指定権限のある地域密着型サービス事業所は30事業所、居宅介護支援事業所は35事業所の合計65事業所あります。これら事業所への実地指導については、地域密着型サービス事業所については年間5件以上、居宅介護支援事業所については年間6件以上の実地指導が行えるよう毎年度計画を立て、指定有効期間の6年で一巡できるよう体制整備に取り組みました。 【令和2年1月28日 橋財第1-5号】</p>
	<p>③委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく査(検収)、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。 【29年度 第1次定期】</p>	<p>③委託事業については、契約書に完了報告等の提出を明記し、一連の手順を踏まえた支出に取り組むよう改善しました。 【令和2年1月28日 橋財第1-5号】</p>

課等	監査結果	措置の内容及び状況
いきいき健康課	<p>②委託契約の報告・検査（検収）・請求・支払条項の記載がない契約については、契約条項を見直されたい。</p> <p>③委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく査（検収）、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。</p> <p>【29年度 第1次定期】</p>	<p>②委託契約の報告・検査（検収）・請求・支払条項の記載がなかった「健康診査等委託契約」と「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に関する委託契約」については、報告・検査（検収）・請求・支払条項を記載しました。</p> <p>③委託事業完了後の支払いについては、契約条項に則した手順を踏んで適正な支払いとしました。</p> <p>【令和元年10月10日 橋財第1-3号】</p>
	<p>①前年度比大幅減となっている調理実習を伴う栄養教室については、事業をより推進するために、参加資格を検討し、事業の充実を図られたい。加えて、施設の有効活用に取り組みたい。</p> <p>【29年度 第1次定期】</p>	<p>①参加資格となる対象年齢が40歳から64歳までとしているが、対象となる年代人口の減少が参加者減少の一因と考えられるため、令和元年度では、栄養教室の一部について、対象年齢の上限を74歳までに広げて募集することとした。</p> <p>【令和元年10月10日 橋財第1-3号】</p>
	<p>②紀の川ゲートボール場草刈等業務委託は、実施区域等の内容を見直されたい。</p> <p>【30年度 第1次定期】</p>	<p>②紀の川ゲートボール場について、令和元年度の占用更新申請の際に上流側コート4面を占用申請範囲から除外しました。これにより占有面積は12,146.88㎡から6,073.54㎡となっております。</p> <p>【令和元年10月10日 橋財第1-3号】</p>
はしもとブランド推進室	<p>②総じて委託契約に検査（検収）・請求条項の記載がない。次回契約時には条項を見直されたい。また、年度末の委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査（検収）、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。</p> <p>【29年度 第2次定期】</p>	<p>②ふるさと納税ポータルサイトさとふる委託業務は、本市を含む全国の契約自治体共通様式のため、本市のみ契約内容の一部を変更することはできません。また、委託料の支払いは、業務報告書の受領、検査（検収）を行った後、請求書を受領し、適正に支出しています。</p> <p>【令和元年6月25日 橋財第1-1号】</p>

課等	監査結果	措置の内容及び状況
(旧市) 建築住宅整備課	①再開発住宅使用料の滞納金額の回収対策について、今後、連帯保証人に対し、調査も含め、請求も検討されたい。 【24年度 第1次定期】	再開発住宅については、平成31年度より広く入居者を募ることを目的として地域優良賃貸住宅へ用途を変更しております。このことに伴い、前再開発住宅入居者は地域優良賃貸住宅入居契約者となり、再開発住宅入居時の滞納額については、現在分割納付されております。今後、地域優良賃貸住宅使用料の滞納が発生した場合は、現在公営住宅における滞納整理業務で実施している内容に合わせ、連帯保証人に対しても請求を行います。 【令和2年2月7日 橋財第1-6号】
	②家賃滞納者3名の内、1年以上の長期間にわたる2名に対しては、明け渡し交渉や連帯保証人への督促も行われたい。 また、低所得や病気等で減免又は徴収猶予が必要な場合も考慮し、検討してはどうか。 【26年度 第1次定期】	再開発住宅については、平成31年度より広く入居者を募ることを目的として地域優良賃貸住宅へ用途を変更しております。このことに伴い、前再開発住宅入居者は地域優良賃貸住宅入居契約者となり、再開発住宅入居時の滞納額については、現在分割納付されております。今後、地域優良賃貸住宅使用料の滞納が発生した際は、現在公営住宅における滞納整理業務で実施している内容に合わせ、連帯保証人に対しても請求を行うと共に、状況により橋本市地域優良賃貸住宅設置及び管理条例第29条の規定に基づき住宅の明け渡し交渉を行います。なお、本条例策定時に併せて橋本市地域優良賃貸住宅の家賃等の減免及び徴収猶予に関する要綱も策定しましたので、低所得や病気等で減免又は徴収猶予が必要な場合は、事情を考慮した上で適用していきたいと考えております。 【令和2年2月7日 橋財第1-6号】
	②再開発住宅の滞納者については、分割納付額の増額等を検討され、滞納額の減額を図られたい。	滞納者については、地域優良賃貸住宅入居者として新たに契約を交わす際に、分納額の増額を求めため、現在の生活状況等の聞き取りを行なった上で、2世帯分を増額いたしました。今後も滞納者の生活状況を注視しながら増額交渉を進めるなど、滞納額の減額に努めてまいります。 【令和2年2月7日 橋財第1-6号】
教育総務課	①地域改善対策進学奨励金については、債権管理台帳に住所・氏名変更等の直近情報、債権残額等記載されたい。また、参照資料が多いため、債権額の把握が難しいことから債権管理台帳の一括管理を検討されたい。 【29年度 第2次定期】	①台帳を整理したので報告します。 【令和元年6月18日 橋教総第52号】

課等	監 査 結 果	措置の内容及び状況
学校給食センター	<p>①学校給食費徴収金について、滞納額が多額で1年以上滞納している児童・生徒（保護者）がいる学校は7校であるが、滞納者数及び一人当たりの滞納金額、滞納原因についても確認し、学校と連携して回収対策に取り組まれない。 【26年度 第1次定期】</p>	<p>①一年以上滞納している長期滞納分の給食費については、保護者に対して、催告を行うだけでなく、各学校に対しても、未納通知（橋本市学校給食徴収規則に基づき、改正前の平成27年度までは未納付通知、改正後は督促状により通知）を送付しており、学校に対しても保護者あてに催告するように協力を依頼してきましたが債権を回収することができませんでした。</p> <p>そこで債権回収対策室と協議して、回収されずに残っていた平成21～25年度分までを平成28年3月2日に債権放棄することとなりました。後の平成25～26年度分までを平成28年3月2日、平成30年2月20日、平成31年3月1日の3回にわたり債権放棄しました。</p> <p>今後、学校給食費の滞納整理を行うにあたり、現行、児童手当を滞納給食費に充当していますが、それに加えて、特別支援教育奨励費補助金を受けている保護者についても特別支援教育奨励費補助金を滞納給食費に充当する方法について、担当課と協議し、滞納額を回収するようしていきます。 【令和元年9月2日 橋教総第91号】</p>
下水道課	<p>①土木積算システムの委託契約に検査（検収）・請求条項の記載がない。次回契約時には条項を見直されたい。また、年度末の委託事業完了後の支払いについては、完了報告書等の受領、当該書類に基づく検査（検収）、請求書の受領といった手順を踏んで、適正に支出されたい。 【29年度 第2次定期】</p>	<p>①令和元年9月9日に締結した土木積算システム保守管理委託契約では、条項の見直しを行い、検査（検収）・請求に関する事項を記載しました。</p> <p>また、委託事業の支払いについては、完了報告書の受領、当該書類に基づく検査（検収）、請求書の受領の手順を踏んで、支出を行なっています。 【令和元年10月18日 橋財第1-4号】</p>